

裁判の傍聴にご参加を！



9月10日(月) 国相手の大飯原発止めよう裁判(大阪地裁)

原告は、「壇ほかの式」は使うべきでない等の書面を出します

交流会：むつにも白浜にも中間貯蔵はいらない！取り組み交流

★14:20～14:30 傍聴の抽選券配布(大阪地裁 別館玄関前)
★14:30 抽選 (抽選の時間が5分早くなりました)
○15:00 第27回法廷 大阪地方裁判所 202号大法廷
○法廷終了後～17:30 報告・交流会：大阪弁護士会館920号室

9月10日(月)、国相手の大飯原発3・4号止めよう裁判に、ぜひご参加ください。

●**地震動の問題**：原告は地震モーメントを求めるには「入倉・三宅式」ではなく「武村式」を使うこと、短周期レベル(震源の最大加速度)を求めるには「壇ほか式」ではなく「片岡ほかの式」を使うべきと主張してきました。国は前回第21準備書面で反論を出しました。原告は、さらにそれに対し「壇ほか式」は使うべきではない等の書面を提出します。参加人(関電)の準備書面(1)に対する反論も提出します。

●**火山灰の問題**：規制庁は、関電の火山灰調査結果を否定し、京都府越畑で26cmの層厚になることを6月29日の意見交換会でも認めています。しかし大飯原発や高浜原発の火山灰層厚は10cmのまま運転を認めています。原告は前回準備書面(24)で、運転を停止させ審査をやり直すべきだと主張しました。今回国は反論の書面を出します。規制庁と関電の見解は対立しています。どんな主張を出してくるのでしょうか。

◆報告・交流会

[1] 報告会では、当日の法廷のやり取りや書面について弁護団から説明を受け、議論します。

[2] 交流会 むつにも白浜にも中間貯蔵はいらない！取り組み交流

地元和歌山や関西での取り組み報告等を受けて議論します。

◇和歌山から現地日置地区での反対団体結成等の紹介

白浜町の日置地区で、7月29日に中間貯蔵に反対する団体が約100名の参加で結成されました。

◇コープ自然派から白浜町申し入れ等の報告

8月22日・23日の白浜町への申し入れ&現地視察の様子について報告。

◇9月13日 むつ市への申し入れの紹介

むつ市の中間貯蔵施設を年度内に操業開始するため、使用済燃料キャスク1基を柏崎刈羽原発から搬入する計画が公表されています。むつ市長に対しこれを認めないよう求める申し入れが9月13日に予定されています。賛同団体募集は9月10日まで こちらから <http://ur0.link/Ly4N>

10月28日(日)には、避難計画を案ずる関西連絡会が、中間貯蔵はいらない！関西集会(仮称)を準備しています。

多くの皆さんの参加で傍聴席を埋めましょう。ぜひご参加ください。

おおい原発止めよう裁判の会 連絡先：美浜の会気付け

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

2018.9.3